

事項	角地緩和の取扱い①	関係 条文等	法第53条第3項
H053-02			

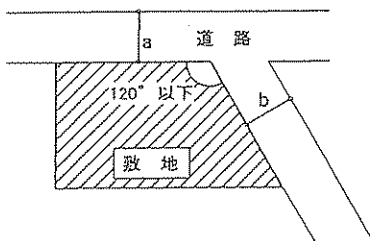
法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、以下のとおりとする。

共通事項

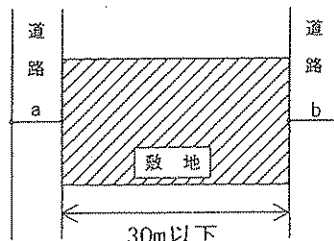
- ・敷地周長の1/3以上が道路に接しているものとする。
- ・道路は全て建築基準法上の道路

〔考え方・解説〕

(1) 500㎡以下の敷地

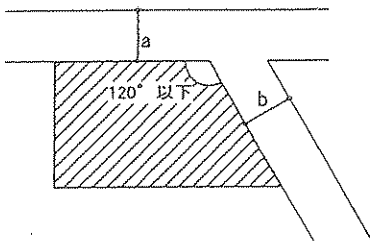


or

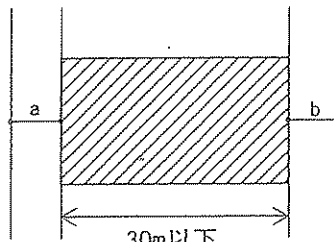


$a \geq 4m, b \geq 4m$

(2) 1000㎡以下の敷地

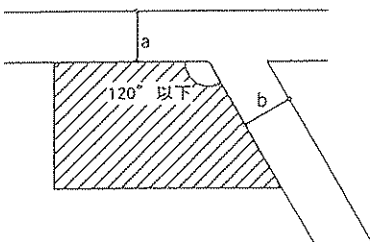


or

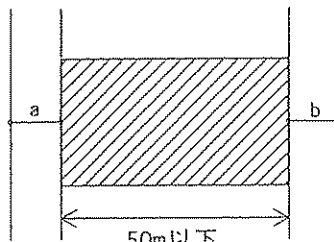


$a \geq 4m, b \geq 4m$
かつ
 $a + b \geq 10m$

(3) 2000㎡以下の敷地



or

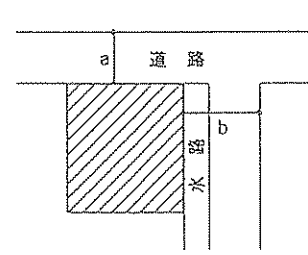
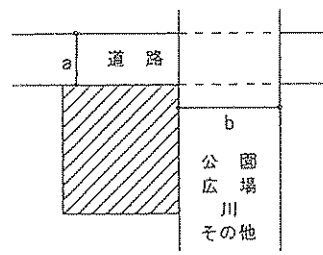
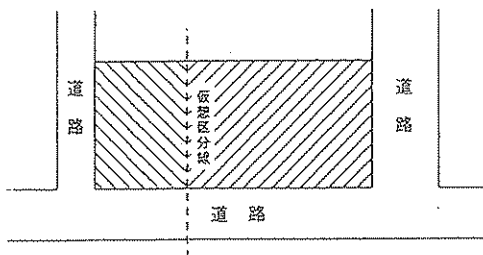


$a \geq 6m, b \geq 6m$
かつ
 $a + b \geq 14m$

(4) その他

○ 区分することによりそれぞれが(1)～(3)の一に該当するもの

○ 公園、広場、川、その他(水路、皇道、道路敷等)これらに類するものに接する敷地で(1)～(3)の一に該当するもの



※ (4) 適用の詳細については窓口で確認のこと

〔備考〕
(関連告示等)

明石市建築基準法施行細則第16条

明石市建築基準法施行細則(抜すい)

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第 16 条 法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 各幅員 6 メートル以上、その和 14 メートル以上、内角 120 度以下の 2 つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 2,000 平方メートル以下のもの
 - (2) 各幅員 4 メートル以上、その和 10 メートル以上、内角 120 度以下の 2 つの道路によってできた角にある敷地（前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル以下のもの
 - (3) 各幅員 4 メートル以上、内角 120 度以下の 2 つの道路によってできた角にある敷地（前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。）でその敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつその面積が 500 平方メートル以下のもの
-
- (4) 各幅員 6 メートル以上、その和 14 メートル以上、間隔 50 メートル（間隔が一定しない場合にあつては、その平均値とする。以下この条において同じ。）以下の 2 つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 2,000 平方メートル以下のもの
 - (5) 各幅員 4 メートル以上、その和 10 メートル以上、間隔 30 メートル以下の 2 つの道路の間にある敷地（前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が 1,000 平方メートル以下のもの
 - (6) 各幅員 4 メートル以上、間隔 30 メートル以下の 2 つの道路の間にある敷地（第 3 号及び第 4 号に規定する道路の間の敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の 3 分の 1 以上が、これらの道路に接し、かつ、その面積が 500 平方メートル以下のもの
-
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を 2 以上有する敷地でその面積がこれらの角又は間隔にかかる前各号に規定する面積の和以下のもの
-
- (8) 公園、広場、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの